



平成30年3月22日

川西町議会議長 加藤俊一 殿

川西町議会運営委員会  
委員長 斎藤智志

閉会中の所管事務調査報告について

平成29年第4回川西町議会定例会において許可された所管事務調査について、別紙のとおり報告します。



## 平成 29 年度 議会運営委員会先進地視察調査（報告）

1 観察期日 平成 30 年 2 月 5 日（月）～ 6 日（火）

2 観察地

(1) 福島県・会津若松市

(2) 新潟県・阿賀町

3 観察参加者

委員長 斎藤 智志 副委員長 金子 一郎、

委 員 佐々木 賢一、斎藤 修一、淀 秀夫、橋本 欣一、

議 長 加藤 俊一、副議長 遠藤 章一

随行者 議会事務局長 藤崎 良子

4 観察目的

(1) 福島県・会津若松市

観察のテーマ 「議会活性化・議会基本条例で実現する市民参加型政策形成サイクル」

① 市民との意見交換会、② 議員間討議、③ 政策提言

(2) 新潟県・阿賀町

観察のテーマ 「議会活性化」

① 通年議会の実践、② 議會議員の政治倫理規定

5 観察調査報告「1」

(1) 観察地・福島県・会津若松市

日 時 平成 30 年 2 月 5 日（月）午後 1 時 30 分から 3 時まで

場 所 会津若松市議会「委員会室」

(2) 観察地の概要

会津若松市は、福島県の西部に位置しており、磐梯山や猪苗代湖など豊かな自然に囲まれ、自然景観に恵まれたまちである。人口 122,066 世帯数 49,415 世帯、面積 382.99 平方キロメートルを擁している。

主要産業は、会津漆器や会津清酒に代表される伝統的地域産業のほか、電子デバイス・精密機械・非鉄金属産業など、高い技術を擁する企業が多

数立地している。IT産業を中心としたベンチャーの創業もさかんで、会津大学発ベンチャー企業数は、公立大学として全国1位を誇る。

また、商業については、会津地域全域を商圈として大きな広がりを持った広域型商圈の中核としての役割を担っている。

さらには、特色ある「地域資源」を生かした地域ブランド確立への取り組みとして、独自の推進手法による「会津ブランド事業」を全国に先駆けて展開している。

観光・文化面では、鶴ヶ城や白虎隊士が自刃した飯盛山、松平家別邸の庭園御薬園などの観光資源に恵まれている。さらに古代より要地であったことを示す、大型前方後円墳の会津大塚山古墳から中世の仏教文化、近世の会津藩武家文化まで、歴史と伝統に育まれている。

### (3) 市政・議会の概要

明治22年4月に若松町制が施行され、明治32年4月に現在の若松市となり、福島県内では最初の市政誕生となる。昭和30年1月には、昭和の大合併により会津若松市と改称し現在に至る。

議会では、議会の活性化を目指し、平成20年6月に議会基本条例と議会議員政治倫理条例施行となる。

### (4) 視察調査の内容

- ① 市民との意見交換会、② 議員間討議、③ 政策提言

#### 【質問 1】

「政策提言のとりまとめ」に至るまでの各セクションでの取り組み内容や定例会における議案審議等での「議員間討議の在り方」について。

#### <回答>

##### ① 市民との意見交換会

地区別の意見交換会・年2回実施、分野別意見交換会・年1回それぞれ実施している。

○ 地区別・・・市行政区20地区を基準単位として概ね小学校区に対応した15地区で、年2回開催。

※ 内容は、「議会報告機能」と「市政・議会運営に関する意見交換会」の二つのテーマとして実施。

※ 参加者は、年平均250人前後となり、意見等は250件前後とな

っている。報告は、開催後7から8ヶ月後の定例会に報告となる。

- 分野別・・・行政分野別に、議会内の政策立案などの必要性や各種団体などの要請により開催。
  - ② 議決責任と議員間討議（会津若松方式）  
市長が提案する各種政策・制度、議案・事業の審査を行う過程で、意見を述べ合うこと。
  - 論点・争点を明らかにする。○合意形成を図る。○どこまで合意できる、できないのか。
- ☆ 反対・修正合意の場合は、修正案や付帯意見など可能となる。  
☆ 合意とならない場合は、表決へ向かう。

#### <議員間討議の意義>

会津若松市では、「議員間討議」の位置づけを、「どのようなメリットがあるのか」という有効性の観点からではなく、必要があるからという「必要性の問題」として認識することを重視している。

#### <議員間討議の必要性>

- 理論的な面では、「討論の広場としての議会」における、本来的な必要性。
- 市長が提案する各種政策・制度、議案・事業の論点・争点の明確化による、市民世論の喚起の視点における必要性。
- 各種議案・事業の説明に対する質疑を中心とする審議・審査では、議決に係る「説明責任が十分に果たせない」ので議員間討議が必要。

#### <説明責任を尽くすための議員間討議のあり方>

- ある議案について審査する場合は、委員で議論し、論点を整理・抽出した上で、その後の委員会全体で、どこまで合意点とすることができたのかを確認し、合意に至らず最後まで争点として残った点も明らかにする。
- 委員会審査を行うまでに、各委員が議案毎の論点を持ち寄り、予想される争点について意見交換し、事前に「委員会としての共通論点」の抽出と一定の整理を行う。この事前準備が実際の議員間討議の可否及び良否を左右する重要なポイントである。

<常任委員会における議員間討議の手順>

- 議案の内示 → 議案内容の事前調査・検討 → 議案論点の洗い出し（以前は行っていない）→ 議員間における論点整理・確認（以前は行っていない）→ 当局からの提出議案の内容説明 → 論点を踏まえた当局への質疑（以前は行っていない）→ 争点があれば・論点の再整理・議員間討議（以前は行っていない）→ 討論・審査→表決

③ 政策提言「政策形成サイクル」（会津若松方式）

<市民との意見交換会>

- ☆ ①の「市民との意見交換会」参照のこと

<広報広聴委員会の役割>

- ☆ 問題発見 ⇒ 課題設定 ⇒ 問題分析
- 市民との意見交換会で市民から「意見を聴取」する。
- 多様、多数の「意見を整理」し、「問題を発見」する。
- 発見した問題を一般化・抽象化することで、「課題設定」を行う。

<政策討論会・「議員間討議が問われる」>

- 設定された課題については、政策討論会（全体会、分科会、議会制度検討委員会）に振り分け、優先順位、重要性、緊急性等を考察・評価する。
- 「問題分析」を行った「政策課題」は、政策立案・政策提言へと進む。

【質問 2】

市民との意見交換会を議会と同様に、市長も行っておられることと推察されますが、議会主催の「意見交換会」を企画するにあたり、何らかの「差別化」について。

<回答>

会津若松市長は、自治組織である区長会や幅広い市民を対象とした座談会は行っていなかった。しかし、議会が各区長会組織や分野別の意見交換会を実施し、「給水施設未整備地区への早期解消に関する議会決議（政策提言）」など行う中で、「議会は頑張っている」との評価が広まることに刺激され、市長・市行政は、市民の意見を取り込むための動きに転じ始めた。

その行動内容の一つには、学生、高齢者、観光客などが公共交通をどのように利用しているのか、何か不満はないかなどを、まちづくり推進課と所管

課の職員がバス等に同乗して意見を聴いたり、アンケートをとったり、また、山間地の集落にも赴き、バスを利用しているか、公共交通への要望など、聞き取り調査を行うまでに変わってきた。

市行政の、この変化は「議会活性化の取り組みが自治機能を刺激・推進させるまでに」影響し、良い意味での効果が現れ、市民福祉の向上に大きく寄与している。

議会と市長が行う意見交換会は、議会と市長・行政の「差別化」ではなく、住民自治・住民福祉の充実のため、それぞれが「良いものは良い」と、相互評価をしながら進むべきであると考えている。

### 【質問 3】

貴議会は、市民との意見交換会、政策提言、政策討論会、議員間討議の充実などなど、議会の活性化にむけての活動を行っておられます。つきましては、通念議会の検討について。

#### <回答>

以前には、会津若松市議会では、閉会中の所管事務調査は行っていなかった。しかし、市民との意見交換会や政策討論会を行うようになってからは、閉会中の事務調査として行っている。

今、行っている市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展のため「市民参加型政策形成サイクル」の充実を図るために、「議会の閉会中をつくらない仕組みづくり」つまり、「通年議会への移行」が求められている。そのため、早急にアドバイザーの山梨学院大教授の江藤氏を招き、研修会を開催する予定であるとのこと。

## 6 視察調査報告「2」

### (1) 視察地・新潟県 阿賀町

日 時 平成30年2月6日（火）午前10時から11時30分まで  
場 所 阿賀町 議会事務局「委員会室」

### (2) 視察地の概要

阿賀町は、人口 12,000 人の町で、新潟県の東部に位置し、福島県の県境と接している。面積は 952.89 平方キロメートルと広く、新潟県全体の 7.6% を占め、町の中央を阿賀野川が流れる山間地域である。

### (3) 観察調査の内容

#### ① 通年議会の実践から学ぶ

##### 【通年議会とは】

議会の会期を1年（または約1年）とし、その間は、議会の判断で必要に応じて会議を開けるようにする制度である。また、通年議会には、「定例会方式」と「通年の会期方式」の二つの方式がある。阿賀町は、「通年の会期制（方式）」とした。

阿賀町は、町長の議会召集告示を4年に1回、議員の改選年の5月に行われる。召集告示後開催される議会の開催は、議長通知で召集開催され、議会機能の強化が図られている。

##### 【通年議会導入までの経過】

平成20年から21年にかけ、議会基本条例と通年議会の検討に入り、議会基本条例は、平成23年4月施行、通年議会は、平成27年5月から施行となった。ちなみに、政治倫理規定も平成26年12月に設定された。

通年議会の導入については、平成21年から導入の検討を開始し、2年間視察などを重ねたが、実施には至らなかった。

しかし、平成26年6月議会運営委員会で改めて視察研修を受け、全議員の了承を得て通年議会の再検討に入ることになった。平成27年1月には、新潟県立大学の田口教授を迎えて導入のための研修を行い、長年の悲願であった「通年議会」の導入を図ることができた。

##### 【通年議会のメリット】

- 委員会の所管事務調査は、時機を逸することなく隨時開催することができ、委員会活動を充実することができるようになった。
- 十分な審議時間の確保が可能となった。
- 災害時など緊急な行政課題が発生した場合、議長の権限で速やかに本会を開催し、予算措置などの対応が可能となった。
- 議会運営の活性化・充実が図られるようになった。具体的には、議員間討議の充実・議員発議による条例設定や政策提言の機会が確保できるようになった。
- 委員会において、手続きに時間要する公聴会制度を活用し、町民等の意見を聞くことが容易になった。

### 【通年議会導入の場合の主な確認事項】

#### ○ 一事不再議

事情変更があったかどうかの認定による。会議規則から削除することも可能。

#### ○ 会期不継続

閉会翌日から次の会期が始まる場合でも案件の不継続は変わらない。

#### ○ 専決処分

会期中であるのに専決処分することに理由はない予算の年度内処理などは、しっかり会議を開き議決する。軽易な事項であるならば、議決事件の一定範囲に限って専決処分を委任することも可能。

### 【通年議会に移行しての成果】

町長との調整がスムーズに進んだことが短期間での「通年議会」への移行となった。

これまで、町当局から次回の開催や会議の招集となっていたが、議会からの召集に移行したこともあり、議会の対応が早くなつた。閉会中の所管事務調査の手続を経なくとも、常任委員会の開催が議長決済で、必要に応じて開催できるようになった。

また、住民からの要望があったときなどは、「一般会議」を開催し、住民の意見を更に受けながら政策提言を行うことができた。

## ② 議会議員の政治倫理規定

○ 平成26年10月、議会運営委員会を開催し、県下最下位クラスの議員報酬の改定を協議する中で「議員の資質向上」が絶対的条件であるとの結論に至る。これをうけ、議員全員協議会を開き、「政治・倫理」の議論を進めてきた。その結果、県立新潟大学の田口教授の助言もあり、「倫理条例」ではなく「倫理規定」として設定となった。

## 7 視察の終わりに

今回の先進地視察調査は、川西町議会が目指す「情報公開と町民参加で創り上げる、町民生活向上と公正で民主的な町政の発展」を目的として実施してきた。視察調査の柱は、議会の活性化を目指すものであり、具体的なテーマは、町民各階層との意見交換会や政策提言のあり方、そして通年議会導入のための調査研究であった。

この度の研修を踏まえ、本町議会の活性化のためには、町民との意見交換

会や分野別・各種団体との意見交換会の更なる充実が今後の課題となる。同時に、そのことを推進するためには、「通年議会」など議会制度の充実が不可欠であり、本町議会内での調査・研究を引き続き進めることが求められる。